

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. Ⅰ</p>	<p>「犯罪捜査規範の一部を改正する規則案」 について</p>	<p>平成28年10月20日</p> <p>刑事企画課</p>
<p>1. 改正の趣旨</p> <p>刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。以下「改正刑訴法」という。）のうち、弁護人の選任に係る事項の教示の拡充に関する規定が、平成28年12月1日から施行されることに伴い、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）の関連規定について所要の改正を行うもの。</p> <p>2 関連する改正刑訴法の規定の内容</p> <p>司法警察員が逮捕された被疑者に対し弁護人選任権を告知するに当たり、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示する義務が定められた（改正刑訴法による改正後の刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第203条第3項）。</p> <p>3 犯罪捜査規範の改正内容</p> <p>改正刑訴法の規定と同様に、司法警察員は、逮捕された被疑者に対して弁護人選任権を告知するに当たり、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示することとする（犯罪捜査規範第130条）。</p> <p>4 施行期日</p> <p>平成28年12月1日とする。</p>		

公安委員会	平成28年度全国警察柔道大会及び	平成28年10月20日
説明資料No. 2	全国警察剣道大会の結果について	人事課

1 開催日時

- (1) 柔道大会 10月17日 (月)
- (2) 剣道大会 10月18日 (火)

2 開催場所

日本武道館

3 開催結果

(1) 柔道大会

区分	優勝	第2位	第3位
第1部	大阪府警察	福岡県警察	兵庫県警察
第2部	神奈川県警察	佐賀県警察	千葉県警察
第3部	茨城県警察	岩手県警察	新潟県警察

(2) 剣道大会

区分	優勝	第2位	第3位
第1部	大阪府警察	神奈川県警察	警視庁
第2部	京都府警察	福岡県警察	和歌山県警察
第3部	大分県警察	愛媛県警察	愛知県警察

(3) 全勝賞

区分	所属	階級	氏名
柔道(1部)	大阪府警察	巡査	
柔道(2部)	神奈川県警察	巡査	
柔道(2部)	神奈川県警察	巡査部長	
柔道(2部)	佐賀県警察	巡査	
剣道(1部)	大阪府警察	巡査	
剣道(2部)	京都府警察	巡査	
剣道(3部)	大分県警察	巡査部長	

※ 氏名は省略

1 監察実施項目

捜査を取り巻く社会情勢の変化を受けた取組の推進状況

2 監察実施結果

(1) 犯人の事後追跡可能性の確保に向けた取組状況

- 重要凶悪事件等発生時に、防犯カメラ画像を迅速に収集し、活用するための体制・仕組みを構築している。
- 捜査に必要な資料の収集について、事業者との間で定めた要領に基づき、適切に運用を行っている。

(2) 効果的な捜査支援分析業務のための取組状況

- 捜査支援分析担当者と捜査員が連携して初動捜査に当たっている。
- 捜査支援分析を専従とする所属等の設置、捜査支援部門が事件主管課等と情報を共有する仕組みの構築等を推進している。
- ※ 警察本部による巡回教養等の実施、先進的な取組を行っている都道府県警察への研修生の派遣等、人材の育成に効果的な取組を共有していく予定。

(3) 照会業務における個人情報管理状況

- スクリーニング機能の活用等により、所属長等が適切かつ効率的に個人照会の照会記録等を確認している。

(4) 事件及び証拠物件の組織的管理

- 捜査管理のためのシステムや簿冊等により、事件や証拠物件の組織的な管理に努めている。
- ※ システム等への確実な登載について指導を徹底しているほか、勤務日誌等の内容を突合するなどして、登載漏れ防止を図っている。
- 機械室や倉庫等の県下一斉点検や各捜査員の事務机等の目視点検により、捜査書類等の適切な保管に努めている。
- 一部の都道府県警察では、警察署に証拠物件管理の専従係を設置し、保管管理業務の負担軽減を図っている。
- ※ 一部の都道府県警察に対し、関係規定にのっとりた証拠物件の保管管理方法について現場指導を行った。
- 本部では、組織改編の機会を捉えた庁舎の有効活用や民間倉庫の借り上げ等により、証拠物件等の一括保管施設を設置するなどして、保管場所の確保に努めている。
- ※ 一部の都道府県警察から、長期保管を要する捜査書類等の増加に伴う保管場所のひっ迫の懸念が示されたため、引き続き、対応策を指導・助言していく。

公安委員会 説明資料No. 4	平成28年上半期におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について	平成28年10月20日 情報技術犯罪対策課 少年課
--------------------	---	---------------------------------

1 被害児童数の推移（図1）

- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童は889人。平成20年以降、増加傾向が継続しており、過去最高の被害児童数。
- 出会い系サイトに起因する事犯の被害児童は22人。平成20年の出会い系サイト規制法の改正以降減少傾向にあるところ、事業者による年齢確認、書き込み内容の確認強化等により更に減少。

2 コミュニティサイトにおける被害児童の状況

- 被害の多い罪種は、青少年保護育成条例違反（348人、39.1%）や児童ポルノ（268人、30.1%）。（図2）
- 被害の多いサイト種別は、「チャット系」が最も多く、次いで「複数交流系」、「ID、QRコード交換系」。（図4）
- 被害児童が被疑者と会った理由では、「金品目的」や「性的関係目的」といったいわゆる援助交際に関連する理由が4割強。（図5）
- 学校においてインターネット利用等に関連する指導を受けていたと認識している被害児童は3割強。（図6）
- フィルタリングの利用の有無が判明した738人のうち647人（87.7%）がフィルタリングを利用せず。（図7）

3 今後の対策

(1) コミュニティサイト対策

- 提供しているサービスの態様等に応じた自主的な児童被害防止対策の強化に向けた働き掛け
 - ・ 利用規約等に照らした年齢確認の厳格化
 - ・ 事業者自身による確認及びユーザーからの通報等に基づくサイト内環境の浄化
- 関係省庁、事業者及び関係団体と連携した対策の推進
 - ・ フィルタリングの更なる普及促進に向けた連携
 - ・ 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有

(2) 出会い系サイト対策

- 無届等の悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底
- 出会い系サイト事業者との連携による売春組織の排除

(3) 補導活動及び取締りの推進

- サイバー補導及び福祉犯事件の取締りの更なる推進
- サイバー防犯ボランティア等によるサイバーパトロール及び事業者への通報の実施

第1 概要

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行及び昨今の交通情勢を踏まえ、交通の方法に関する教則（昭和53年国公委告示第3号。以下「教則」という。）及び交通安全教育指針（平成10年国公委告示第15号。以下「指針」という。）について、所要の改正を行うもの。

第2 主な改正事項

1 道路交通法の一部を改正する法律の施行（準中型自動車及び準中型自動車免許の新設）関係

- (1) 初心運転者の義務及び保護（教則第4章第1節1・第5章第3節8）
初心運転者標識の表示義務及び初心運転者の保護について記載を追加。
- (2) 運転免許の区分及び運転できる自動車（教則第4章第2節1～3）
運転免許区分及び運転できる自動車に準中型自動車免許及び準中型自動車に係る記載を追加。
- (3) 業務用自動車運転者に対する交通安全教育に当たって留意する事項（指針第2章第5節3）
若年者が業務用自動車運転者となることを踏まえた交通安全教育がなされるように、記載を追加。

2 その他

- (1) 歩行者の道路横断（教則第2章第3節3・第5章第3節2、指針第2章第1節2・同章第5節2）
横断歩行者と当該歩行者の左方向から進行してくる車との間に発生する死亡事故件数が多いことを踏まえ、記載を追加。
- (2) 安全運転に関する知識（教則第5章第9節2）
先進安全自動車及びその運転時の留意点について記載を追加。
- (3) 車から離れる際の措置（教則第5章第8節10及び第10章第3節1・3）
スマートエントリー及びキーレスエントリーの普及を踏まえ、これらの技術を搭載した車両を離れる際の措置に関する記載を整理。
- (4) 灯火の方法（教則第6章第3節2・第7章第2節3）
運転時は原則として灯火を上向きとすべきであることが明らかとなるように記載を整理。
- (5) 飲酒が運転に及ぼす影響（指針第2章第5節2）
飲酒が運転に及ぼす影響に係る記載を追加。
- (6) 加齢に伴う身体機能の変化が歩行に及ぼす影響（指針2章第6節2）
高齢者に対し、横断時の違反に起因する高齢歩行者の死亡事故件数が多いことを踏まえた交通安全教育がなされるように、記載を追加。

第3 今後の日程

10月下旬 公布